

日本保健医療大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和5年4月1日

日本保健医療大学 学長 名取道也

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金によって支えられており、大学における教育研究活動をはじめとする様々な活動は、社会の信頼と負託の上に成り立っています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理は研究者自身だけでなく、大学の責任において適正に行わなければなりません。

しかしながら、科学研究は限りなく専門化を深め、複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われており、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく一方で、研究者同士であっても、互いの研究活動の実態を把握しきれない状況となっております。

そこで、本学では、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
4. 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うと共に、業者との癒着の発生を防止し、不正につながりうる問題が捉えられられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理を行う。
5. 機関内での情報共有はもとより、各機関の取組や事例についても情報共有を行い、実効性ある体制を整備する。
6. 不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備すると共に、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

以上